

トキワ工業株式会社 一般事業主行動計画策定

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 平成29年4月1日から平成37年3月31日までの期間

2 内容

目標1 子供の出生時における父親の休暇取得の促進

第一子 有給休暇を3日取得する

第二子以後 有給休暇を5日取得する

対策

平成29年4月～ 男性既婚社員に有給休暇を取得ができることを周知するため、説明の実施。
結婚する従業員ごとに説明会の実施。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前後休業などの諸制度の周知

対策

平成29年4月～ 従業員に諸制度を周知するための説明をする。
新入社員ごとに説明を実施。

以上